

豊中市地域課題解決支援事業運営事業者選定委員会設置要綱

(目的・設置)

第1条 豊中市地域課題解決支援事業運営事業者の選定を厳正かつ公正に行うため、「豊中市地域課題解決支援事業運営事業者選定審査委員会（以下「委員会」という）」を設置する。

(所轄事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案の審査に関すること
- (2) 候補事業者（以下「事業者」という。）の選定に関すること
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は都市経営部経営戦略課長、副委員長は都市活力部産業振興課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、都市経営部デジタル戦略課長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員長を含む委員の過半数以上の出席によって成立とする。
- 3 委員は、予め職務を代理する者を指名することができ、その場合は前条第4項の委員とみなすものとする。

(業務提案の審査及び優先交渉権者の選定)

第5条 業務提案の審査は、別紙審査基準に基づき行うものとする。

- 2 事業者から提出された応募書類及びプレゼンテーションによる評価点の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とする。ただし、最高点が2事業者以上あった場合は、委員長の指名により1事業者を決定する。

(委員会の解散)

第6条 委員会は、第5条の選定を終えたときをもって解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市経営部経営戦略課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、第6条に規定する解散をしたとき、その効力を失う。
- 3 この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。

**地域課題解決支援事業支援事業者選定
公募型プロポーザル審査基準**

項目	詳細	配点	視点
1. 体制・実績 (20点)	会社概要 体制	10	<ul style="list-style-type: none"> ○本事業を円滑に実施できる運営体制であるか ○市と連携・情報共有しながら種々の課題を解決し、改善することに積極的か
	実績	10	<ul style="list-style-type: none"> ○類似する業務の実績があり、ノウハウの蓄積が期待できるか
2. 企画提案内容 (70点)	プロジェクトマネジメント力	15	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画全体の実効性・実現性 ○目的に沿った事業提案となっているか ○予定履行期間内の業務工程が詳細で、着実なスケジュールが組まれているか ○庁内課題をヒアリングし、適切な解決手法へ整理するための幅広い知見を持っているか
	実証実験（協働事業）遂行能力	15	<ul style="list-style-type: none"> ○実証実験（協働事業）の効果的なファシリテートを行うため、市や民間事業者等の特性を含めた必要な知識やノウハウを有しているか ○実証実験（協働事業）を進めるにあたり、先行事例の紹介や必要なアドバイス等の取組み支援を行うことができるか ○実証実験（協働事業）の効果検証を行い、次年度以降の取組みのアドバイスが期待できるか ○プロジェクト遂行にあたり、担当者が必要な知識やノウハウを有しているか
	民間事業者等の募集・選考	10	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的な手法で、民間事業者の募集を行い、多くの応募を見込むことができるか ○実証実験（協働事業）事業者の選考にあたり、必要な知識を有しているか
	広報活動支援	10	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的な広報活動のノウハウや仕組みを有しているか
	職員の人材育成	10	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員の公民学連携のノウハウの蓄積・スキル向上につながる提案内容となっているか

項目	詳細	配点	視点
	改善・向上策	10	○本事業の改善・向上にかかる提案全般
3. 見積金額 (10点)		10	○金額が妥当か
4. 処分歴		内容に応じて減点	
合計 (100点)		100	